

令和4年度から 後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。

令和4年度は、被保険者均等割額 54,461 円、所得割率 11.12%により保険料を算定します。

保険料の「算定方法」(令和4・5年度)

$$\text{年間の保険料限度額 } 66 \text{ 万円} = \text{均等割額} \text{ 被保険者1人あたり } 54,461 \text{ 円} + \text{所得割額} \text{ 賦課のもととなる所得金額}^{(*)} \times \text{所得割率 } 11.12\%$$

(※) 賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等(前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額)から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

保険料の「軽減」が受けられる場合

(1) 均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(54,461円)が次の割合で軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額	所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,338円(年額)	[基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数-1)] を超えないとき
5割	27,230円(年額)	[基礎控除額(43万円) + 28万5千円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)] を超えないとき
2割	43,568円(年額)	[基礎控除額(43万円) + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者等の数-1)] を超えないとき

※波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方が2人以上いる場合に計算します。

(ア) 給与等の収入金額が55万円を超える方

(イ) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方

(ウ) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※軽減の判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入日)の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除額(65歳以上である方に係るものに限る。)の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

(2) 留意事項

軽減対象となる方の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が所得情報に基づいて行いますので、被保険者の皆様から申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、市の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。申告等が必要な方には、令和4年6月頃に簡易申告書を送付します。

保険料額の「お知らせ」と「納め方」

(1) 特別徴収(年金から納めていただく)の方

介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、対象となる年金額の1回当たりの年金受給額に対して2分の1を超えない方は、原則、年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

(2) 普通徴収(口座振替や納付書で納めていただく)の方

特別徴収以外の方は、口座振替や納付書で納めていただきます。本年7月に、令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月～翌年3月)で納めていただきます。

※年度途中から特別徴収に変更になる場合があります。

●仮徴収(令和3年中の所得が確定するまでの仮納付:4・6・8月)

①令和4年2月に保険料を特別徴収された方

4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

②令和3年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる方

令和3年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

※令和3年度に引き続き、普通徴収(口座振替や納付書)で納めていただく方は、仮徴収は行われません。

●本算定後の特別徴収

令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる方は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

【問合せ】大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎ 06-4790-2028 FAX 06-4790-2030 (月)~(金) (祝除く) 9:00~17:30
羽曳野市役所 保険年金課 後期医療助成担当 ☎ 072-958-1111 内線 1741

後期高齢者医療 <<大阪府後期高齢者医療広域連合>> 健康診査・歯科健康診査・人間ドック費用助成

○受診の際は、事前に健診機関へお問い合わせください。

健康診査・歯科健康診査の実施健診機関は大阪府後期高齢者医療広域連合ウェブサイトまたは「健康診査受診券」、「歯科健康診査のお知らせ」に同封の健診機関リストをご確認ください。

健康診査

4月下旬に「健康診査受診券」を送付します。(年度中に75歳を迎える方は、誕生月の翌月に送付します。)年度中に1回無料で受診できます。受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬に「歯科健康診査のお知らせ」を送付します。(年度中に75歳を迎える方は、誕生月の翌月に送付します。)年度中に1回無料で受診できます。被保険者証を忘れずにお持ちください。※受診券はありません。

■次に該当する方は、「健康診査」「歯科健康診査」の対象外です

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

人間ドック費用の一部助成

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る。)を受診された場合に費用の一部を助成します。申請は、市の担当窓口に必要な書類を持参ください。年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

申請に
必要なもの

①人間ドックの領収書 ②検査結果通知書 ③被保険者証 ④口座情報がわかるもの
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は、印鑑が必要です。

【問合せ】大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 [健康診査・人間ドック] ☎ 06-4790-2031
羽曳野市役所 保険年金課 総務保健事業担当 [健康診査・人間ドック] ☎ 072-958-1111 内線 1761・1763